

令和2年度 土地家屋調査士試験

択一式・記述式

最速 午前も午後も

YouTube

総評&解説 生配信

本日16時 スタート!

解答速報

チャットであなたも参加できる!

講師2名による

YouTube 座談会

アガルートアカデミー講師
中山祐介講師

アガルートアカデミー講師
中里ユタカ講師

詳細はホームページをご覧ください!

www.agaroot.jp/chousashi/sokuhou



民法以外の改正

直前チェックポイント

民法の改正は押さえて当たり前！ 民法以外の不動産登記法と調査士法の改正もチェック！

不動産登記法

改正前

会社法人等番号を有する法人である場合でも、登記事項証明書を提供したときは、会社法人等番号の提供を要しない。この場合の登記事項証明書は作成後1月以内でなければならない（規則36条2項）。添付情報には「登記事項証明書」と記録する。

改正後

会社法人等番号を有する法人である場合でも、登記事項証明書を提供したときは、会社法人等番号の提供を要しない。この場合の登記事項証明書は作成後3月以内でなければならない（規則36条2項）。添付情報には「登記事項証明書」と記録する。また、会社法人等番号を提供した場合、申請書または代理権限証書に押印した印鑑の印鑑証明書の提供を要しない（規則49条2項1号）。

POINT 会社法人等番号の提供で省略できるものは、・住所証明書・資格証明書・印鑑証明書があります。

「調査士報告方式」の新設

土地家屋調査士が代理人として表示に関する登記を電子申請する場合、93条報告書に「添付した電磁的記録については、当職において添付情報が記載された書面を確認した上で、当該書面をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録である。」旨を記録することで、原則として添付情報の基となった書面の提示を求める取扱いとなっている（令元.10.7民二187号）。

ただし、承諾書や消滅承諾書等の第三者の許可、同意、または承諾したことを証する添付情報を提供する申請については、調査士報告方式による申請が認められていない。

POINT 特則電子申請を定めた令13条では、かっこ書きにより、「申請人又はその代表者若しくは代理人が作成したもの」並びに図面が除外されています。前者の取扱いが変更され、「申請人又はその代表者」、代理人がいる場合は、「代理人」が作成したもの。となつたため、「申請人が作成した代理権限証明情報」は、特則電子申請の方法で提供することができるようになりました。

土地家屋調査士法

改正前

次の欠格事由に該当する者は調査士になることができず、また、欠格事由に該当したときは調査士の登録が取り消される。
イ 未成年者、成年被後見人または被保佐人
ウ 破産者で、復権を得ていない者

改正後

次の欠格事由に該当する者は調査士になることができず、また、欠格事由に該当したときは調査士の登録が取り消される。
イ 未成年者
ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

改正前

調査士会連合会は、次の拒否事由に該当するときは、登録を拒否しなければならない。また、次の裁量的取消しに該当することとなったときは、その登録を取り消すことができる。
② 身体または精神の衰弱により調査士の業務をおこなうことができないとき

改正後

調査士会連合会は、次の拒否事由に該当するときは、登録を拒否しなければならない。また、次の裁量的取消しに該当することとなったときは、その登録を取り消すことができる。
② 心身の故障により調査士の業務をおこなうことができないとき（法10条1項2号）（法16条1項2号）
調査士が心身の故障により業務を行うことができない恐れがある場合となったときは、その者またはその法定代理人若しくは同居の親族は、遅滞なく、所属の調査士会を経由して調査士会連合会にその旨を届けるものとする（法16条2項）。

資料請求・受講相談受付中

アガルートアカデミー | 検索

アガルートアカデミー 〒162-0814 東京都新宿区新小川町5-5 サンケンビル4F customer@agaroot.jp

